

1、寺内町4施設の指定管理者制度の問題点について

- (1) 指定管理者の災害時及び緊急時の対応について
- (2) 指定管理者のコンプライアンス違反の有無につきチェックしているか
- (3) 重要文化財の重要性の認識と把握について
- (4) 設定した指定管理者の目標達成率について

**【答弁】**

1、寺内町4施設の指定管理者制度の問題点についての(1)について、本市における指定管理者の災害時、緊急時の対応についての管理方法ですが、業務仕様書の中で指定管理者が災害時、緊急時の対応手順として「危機管理マニュアル」を作成することが定められています。また、事案に係る指定管理者からの報告ですが、文化財課に対する報告は当日にはなく、9月になって職員が地元の住民から情報を聞き、指定管理者に確認したことで初めて知ったところでございます。

次に(2)に関しましては、法令順守については改めて申すまでもなく、事業者として当然の責務であり、指定管理者募集時の業務仕様書にも「労働関連法令及び消防法その他関連条例の順守」を掲げております。

そのような中で、職員本人は「常時使用する労働者」とならない雇用形態であったため、雇い入れ時の健康診断の対象者ではありませんでした。

教育委員会としましては、今後とも指導的な立場での定期的な管理運営状況の確認、検証を徹底するとともに、コンプライアンス上の問題がないかにつきましても、適正にチェックしてまいりたいと考えております。

次の(3)に関しましては、旧杉山家住宅の歴史的価値や重要性について、指定管理者募集時の業務仕様書に基本的な考えを記載し、文化財課からも周知徹底を指導しておりましたが、文化財を毀損する行為が発生したことは大変遺憾であ

ります。議員のご質問にもありましたように、昨年12月に指定管理者に事務改善を求めたところ、1月以降の社内教育において周知を行う旨の改善計画書が提出されたところでございます。

その後、文化財を毀損するような行為は発生しておりませんが、再発防止に向けた社内研修の徹底を求めてまいります。

最後に、(4)につきましては、指定管理者募集時の要求項目として3つの数値目標を設定しております。

まず、寺内町の賑わいと交流を表す数値目標として、年間入館者数をじないまち交流館で3万人以上、旧杉山家住宅で9000人と設定しています。1月末までの実績では、交流館が7769人で約26パーセント、旧杉山家住宅3124人で約35パーセントにとどまっていますが、これは新型コロナウイルス感染症対策として、施設の休館や外出の自粛が要請された影響によるものと考えております。

次に寺内町の魅力発信を表す数値目標として、ウェブサイトの年間閲覧数を1200回以上と設定しており、1月末時点で3963回で約330パーセント、また、普及啓発及び歴史資料の整理保存や活用を表す数値目標として、企画展示などの事業の年間実施回数を6回と設定しており、1月末までの実施回数が4回、約67パーセントとなっておりますが、3月末時点では、ウェブサイトの年間閲覧数と事業の年間実施回数の2項目が目標を達成する予定となっております。